

債権管理の適正化に向けた経緯

(1) 債権管理庁内連絡会議の設置【平成24年度】

市の債権管理に関する事務の適正化を図り、市民負担の公平性と市の債権に係る収入の確保の徹底を図るため「久喜市債権管理庁内連絡会議」を設置した。

(2) 債権管理台帳の整備【平成25年度】

収入未済額がある各債権担当課において、適正な債権回収を行うための必須事項を統一した債権管理台帳を整備した。

(3) 徴収マニュアルの整備【平成25年度】

初任者であっても債権回収事務が円滑に進めていけるよう、各債権担当課において徴収マニュアルを整備した。

(4) 債権管理指針の策定【平成25年度】

平成24年度に収入未済額のある債権を重点取組債権とし、債権区分や管理手法、時効の取り扱いなどに応じ、全庁的に統一した取り組みを推進するための指針として、「久喜市債権管理指針」を策定した。

(5) 強制徴収公債権の徴収一元化【平成25年度】

市税及び公課に係る未収金を効率的かつ効果的に徴収するために実施する公金徴収の一元化に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めた「久喜市徴収一元化事務処理要領」を制定した。

(6) 債権管理条例及び条例施行規則の制定【平成27年度】

本市の債権管理に関する事務について、必要な事項を定め、市の債権を適正に管理することを目的とする「債権管理条例」を制定した。また、債権管理条例の施行に伴い、必要な事項を定めた「債権管理条例施行規則」を制定した。

(7) 債務者に関する情報の利用運用要領の策定【平成27年度】

債権管理条例第15条に規定する「債務者に関する情報の利用」に係る事務を効果的かつ円滑に運用するため、「債務者に関する情報の利用運用要領」を制定した。

(8) 市長の専決処分の規定の制定【平成27年度】

市が当事者である金銭債権の目的の価額が1件300万円以下の徴収に係る訴えの提起、和解（裁判上の和解に限る。）及び調停に関することを市長の専決事項に指定した。（平成27年12月24日議決）